

2/18月～3/15金 税の申告

平成24年分の確定申告と
平成25年度市・県民税の申告相談・受付
日時 2月18日～3月15日金
午前9時～午後5時
場所 名張市役所1階大会議室
ゆめドームうえの (伊賀市ゆめが丘)

※土・日曜日は除く。会場の混雑状況によっては早めに受付を終了させていただく場合があります。

平成25年度 主な税制改正

■生命保険料控除の改正

生命保険料控除が改正され、これまでの控除に加え、介護医療保険料控除が設けられます。

これにより、一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の3区分となり、各控除の上限は2.8万円となります(合計の上限はこれまでと変わらず7万円)。この適用を受ける契約(平成24年1月1日以降の契約(新契約))の控除額は下記表のとおりです。

なお、これまでの契約(旧契約)については、従前の算式により控除を受けることができます。

【新契約(住民税)】

年間支払保険料等	控 除 額
～1万2,000円	支払保険料等の全額
1万2,001円 ～3万2,000円	支払保険料等÷2+6,000円
3万2,001円 ～5万6,000円	支払保険料等÷4+1万4,000円
5万6,001円～	一律 2万8,000円

<参考>所得税

所得税も同様に改正され、新契約の控除額は下記表のとおりです。3つの各控除の上限は4万円、合計の上限は12万円と変更になります。

なお、旧契約については、従前の算式により控除を受けることができます。

【新契約(所得税)】

年間の支払保険料等	控 除 額
～2万円	支払保険料等の全額
2万1円～4万円	支払保険料等÷2+1万円
4万1円～8万円	支払保険料等÷4+2万円
8万1円～	一律 4万円

■退職所得にかかる課税の変更

平成25年1月1日以降に支払われるべき退職手当などにかかる市県民税につき、以下の2点が変わります。

▼10%の税額控除の廃止

▼勤続年数5年以下の役員等に対する退職手当等にかかる課税所得について、2分の1とする措置の廃止

※個人が手続きを行う必要はありません。

▶申告が必要な人は…

所得 税

関 上野税務署 ☎21-0950

確定申告が必要な人

- 給与所得者で、給与の年収が2,000万円を超える人
- 給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円以上の人
- 給与を2カ所以上からもらっていて、所得の合計が20万円以上の人
- 営業・農業・報酬等・不動産・年金・譲渡などの所得があり、税法により所得税の納税が必要な人

申告すれば税金が戻ってくる人

- 給与所得や退職所得があり、医療費控除や住宅ローン控除などを受けられる人
- 給与所得者で年の途中で退職したなど、年末調整を受けなかった人
- 予定納税したが、確定申告の必要がなくなった人

★源泉徴収された税金や予定納税した税金が、納めすぎの場合は税金が戻ってきます(還付)。還付申告をされる場合は、還付を受ける振込先の口座(本人名義)が分かるものをご持参ください。

◎確定申告の問い合わせ専用窓口「確定申告テレフォンセンター」[3月15日金まで]

→上野税務署(☎21-0950)に電話をかけて、番号「0」を選択してください。

※譲渡所得・贈与税・消費税の申告は名張市役所会場でも受け付けますが、ゆめドームうえの会場(伊賀市ゆめが丘)を案内させていただく場合があります。なお、上野税務署では申告会場を設けていません。

※平成24年分の確定申告書は1月末頃に送付予定ですが、電子申告推進のため、昨年電子申告をした人(申告会場でパソコン入力をした人を含む)と、国税庁HPから申告書を作成し提出した人には送付されません(代わりに申告案内が送付されます)。申告書が届かない場合でも、確定申告が必要な人は必ず申告してください。

◎電子申告(e-Tax)しませんか?

所得税の確定申告を電子申告(e-Tax)で行うと、書類の添付が省略できたり、還付を受ける期間が短縮できたりする利点があります。また、平成24年分の所得税の確定申告を、本人の電子署名及び電子証明書を付して申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高3千円の控除を受けることができます。

※この控除は平成19年分から平成24年分までの間で、いずれか1回の適用となります。

※贈与税についても、平成24年分からe-Taxが利用できます。

※詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

市 民 税 ・ 県 民 税

関 課税室 ☎63-7429

市・県民税申告が必要な人

- 平成25年1月1日現在、市内在住で、所得税の確定申告をする必要のない人のうち次に該当する人
- ・給与所得以外の合計所得金額が20万円以下の人(農業所得など)
- ・公的年金などの収入金額が400万円以下であり、それ以外の所得金額が20万円以下で確定申告をする必要のない人
- ・事業所得や不動産所得などがあり市・県民税のみ課税になる人

※市民税・県民税の申告義務がない人でも、所得証明などの各種証明や国民健康保険税の算定を行うのに必要な場合があります。◎申告書には必ず電話番号を記載してください。

▶申告の持ち物

- 印鑑・筆記用具 ●源泉徴収票(原本)
- 社会保険料控除を受ける場合…支払った金額が分かる書類(※)
- 生命保険料控除や地震保険料控除を受ける場合…それらの保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける場合…支払った医療費の領収書(支払った金額を集計しておいてください)、保険などで補てん

- された金額の分かる書類
- 住宅ローン控除を受ける場合…売買契約書のコピー、登記事項証明書、住民票、借入金の年末残高証明書など
- ◎その他「雑損控除」「社会保険料控除」「寄附金控除」なども領収書、証明書が必要
- ◎医療費の集計や収支計算書の作成などは事前に済ませて申告会場へお越しください。

▶市民税・県民税 申告相談

○いずれの会場も開催時間は1時間となります。

○確定申告(所得税)は受付できません。

受付・相談日	会 場	時 間
2月22日金	つつじが丘公民館 蔵持公民館	午前9時30分～ 午後1時30分～
2月26日火	名張公民館 薦原公民館	午前9時30分～ 午後1時30分～
2月27日水	桔梗が丘公民館 くにつふるさと館	午前9時30分～ 午後1時30分～

受付・相談日	会 場	時 間
2月28日水	錦生公民館 梅が丘市民センター	午前9時30分～ 午後1時30分～
3月1日金	すずらん台市民センター 赤目公民館	午前9時30分～ 午後1時30分～
3月5日火	箕曲公民館 百合が丘市民センター	午前9時30分～ 午後1時30分～
3月6日水	美旗市民センター 比奈知公民館	午前9時30分～ 午後1時30分～